

論 説

障害のある人の芸術活動に関する現状と課題

—「社会的包摂」の視点から—

山本 佳代子*

本稿では、障害のある人の芸術活動について、日本の障害のある人の芸術活動がどのように展開し、法律はどのように整備されてきたのか、また、障害のある人の芸術活動における社会的包摂の役割について考察する。そして、障害のある人の芸術活動に関する全国調査の結果から現状を示し、今後の課題を検討する。

キーワード：障害、芸術活動、社会的包摂、全国調査

I. はじめに

我が国では1990年代以降、障害のある人が利用する福祉施設において、陶芸や絵画、音楽やダンス等の表現及び創作、芸術活動（以下、芸術活動）が増加している。それまで福祉施設の中で、一般的に取組まれていた箱折り等の下請け作業ではなく、障害のある人、一人ひとりがその人らしく活動できることを目指し、芸術活動に特化した支援を展開する施設や事業所も増加している。福祉施設で余暇活動の一つとして取組まれることが多かった芸術活動が、「アート」に変わり、障害のある人たちは、「仲間」や「利用者」ではなく「アーティスト」¹⁾と呼ばれることもある。現在は、2020東京オリンピック・パラリンピックの影響も受け、福祉施設だけでなく、国や地方公共団体が主体となり、障害のある人の芸術活動を推進する取組みが全国各地で行われている。また、企業と連携し作品が商品化されることもあり、障害のある人にとって芸術活動が、就労や自立、他者との交流につながっている。川井田（2009）は、障害のある人が芸術活動に取組むことは、「障がい者のセルフエスティームを育み、多様な人間関係を構築しながらQOLを向上させていく可能性のあること」を指摘している。障害のある人の自立や社会参加を促進する動きが高まる過程で、彼らの芸術活動を支援する制度も整えられ、近年は芸術活動が持つ社会的包摂の機能も論じられている。2011年、

「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」において、文化芸術が社会包摂の機能を持つこと（文化庁2011）、2019年、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」において、文化芸術が、共生社会の実現に寄与するものであることが明記された。しかし、その後の全国調査では、障害のある人を支援する施設職員においても、それらの法律について広く認知されていない現状が報告されている。

本稿では、障害のある人が取組む芸術活動の展開過程や施策の動向を整理し、社会的包摂に焦点をあてて考察する。今後、社会的包摂の取組みとして、それらの活動がさらに広がっていくためにどのような課題があるかを整理する。「社会的包摂」は、「社会的排除」に相対する概念であり、本稿における社会的包摂は、阿部（2011）が示す「つながり」「役割」「居場所」がある「小さな社会」を指し、「人が他者とならぬつながり、お互いの存在価値を認め、そこに居るのが当然であると認められた場所」（阿部2011:95）という定義を用いる。

II. 障害のある人の芸術活動の展開と関連する施策の動向

1990年代以降、我が国では、障害のある人が利用する福祉施設において、芸術活動への転換や芸術活

*西南女学院大学保健福祉学部福祉学科

動に特化した活動を行う作業所や施設が増加し始めた。1996年滋賀県甲賀市において開設された「やまなみ工房」は、1990年より下請け中心の生産活動から、個性豊かに自分らしく生きることを目的とし、一人ひとりの思いやペースに沿ったさまざまな活動に取り組んでいる。1973年鹿児島市吉野に開設された「しょうぶ学園」は、1985年に「工房しょうぶ」となり、それまでの下請けの作業から工業・芸術・音楽を中心にした創造的な活動に転換している。その他にも、1984年に発足した埼玉県みぬま福祉会の「工房集」、1997年に開設された福岡県の「工房まる」等がある。これらの施設には、高値で売買される絵画を制作する利用者もいれば、そうでない利用者もいる。やまなみ工房の施設長である山下は、「私たちが見て価値がわかる、わからないや有用無用ではなく、その人の行為や作りだした物に対し敬意をもって大切にすることが重要である」と述べ（山下2016:25）、芸術活動を通じた支援を通し、一人ひとりがその人らしく過ごすことができる環境を整え続けている。

1973年に奈良に開設された「たんぼぼの家」は、現在もアートとケアの視点から多彩なアートプロジェクトを実施しているが、1994年にたんぼぼの家で設立された、「日本障害者芸術文化協会」（2000年「エイブル・アート・ジャパン」に改称）が、障害者芸術文化ネットワークの拠点として東京で活動をはじめ、1995年から、「エイブル・アート・ムーブメント（可能性の芸術運動）」を展開した。エイブル・アート・ムーブメントは、「アートの可能性や人間の可能性を再発見する活動」と定義され、「障害のある人たちの能力を高めると同時に、社会的イメージを高める」（たんぼぼの家ウェブサイト）ための取組みが展開された。企業からの援助や行政機関も巻き込み、日本各地で展覧会やシンポジウム、ワークショップが開催された。この頃、美術界においても障害のある人の作品に目が向けられ、1993年には世田谷美術館で「パラレル・ヴィジョン 20世紀美術とアウトサイダー・アート」展、同時開催された「パラレル・ヴィジョン 日本のアウトサイダー・アート」展、1997年には「アール・ブリュット（生の芸術）」展、1998年には兵庫県や福岡市の公立の美術館においても、障害者アートの展覧会が開催され国内外で芸術性が評価された。

施策においては、1981年の国際障害者年以降、日本も障害のある人の生活の質の向上を目指し、芸術や文化活動の振興が施策の一つとして取組まれるよ

うになった。2008年、文部科学省と厚生労働省により開催された「障害者アート推進のための懇談会」では、福祉、美術、教育等の領域における関係者らが、障害のある人達の自由な芸術文化活動を推進するために必要な社会的取組について議論した。そこでは、「『障害者アート』の芸術性を高めていくことにより、現代美術の更なる振興を期すことができよう」にすること、すなわち福祉的な視点からだけでなく作品そのものの「芸術性」を問う視点も取り入れ議論され、障害のある人が、芸術の担い手として活動することで、「社会参加が促され、自立した生活も目指すことができる」とも述べられた。

2011年に閣議決定した、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」では、文化芸術振興の基本理念において、文化芸術は子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであり、社会包摂の機能を持つことが明記された（文化庁2011）。その後、2015年には、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」が設置され、障害のある人の芸術文化活動の振興と共に、自立と社会参加の促進を目的とし、「障害者の芸術活動支援モデル事業」（2014年～2016年）、「障害者芸術文化活動普及支援事業」（2017年～）も始まった。文化庁により、優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示の実施、映画作品のバリアフリー字幕の支援等、芸術文化活動の充実に向けた取組みが各都道府県に設置された支援センターや広域センターにより実施されている（表1）。そして、2018年6月、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、さらに2019年3月、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、3つの基本的な方針と11の施策の方向性が定められた（表2）。障害のある人の文化芸術活動を促進することは国や自治体の責務であり、それらの活動は、障害のある人を「新たな価値提案をする主役として位置づけ、障害の有無にかかわらず対等な関係を築く機会を提供する」ものであり、「共生社会の実現に寄与する」と示された。

1990年前後から、障害のある人の自立や社会、経済、文化等への活動の参加促進が目指され、それらを支える施策が整備されていく過程で、障害のある人の芸術活動を推進する施策も整えられた（表3）。法律が整備されていく過程においては、「すそ野を広げる」視点と「頂上を目指していく」優れた才能

社会的包摂としての芸術活動

を伸ばす視点、どちらの視点も議論されており（厚生労働省 2013）、作品が高い評価を得ることだけが重要視されてはいない。しかし、障害のある人の芸術活動は、2021年の東京パラリンピックの閉会式で、知的障害のあるアーティスト 10 人の作品が紹介され個性的な色使いが反響を呼ぶ（2021年9月21日河北新報 ONLINENEWS）等、芸術性が評価されることで、福祉領域で支援をしてきた人以外にも、全国的に認知されるようになった。

以上のことから、障害がある人が取組む芸術活動

は、1995年のエイブル・アート・ムーブメントや、先駆的に芸術活動に特化した支援を展開していた福祉施設での実践もあり、全国各地に広がった。障害のある人の芸術活動を推進するための取組みや施策が整えられていく過程において、国内外で芸術性が評価される機会も増えたと言える。2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、それまで以上に、障害のある人の芸術活動を推進するさまざまな取組みが全国各地で行われてきた。また一方で、芸術性の高い作品が積極的に社会に発信される在り

表 1. 支援センター・広域センター（2022年度）

	実施県	種類	団体名	実施団体
北海道・北ブロック	北海道・青森県・岩手県・秋田県	広域センター	アールブリュット推進センターGently	社会福祉法人 ゆうゆう
	青森県	支援センター	青森アール・ブリュットサポートセンター	社会福祉法人 あーど
	岩手県	支援センター	岩手県障がい者芸術活動支援センターかだあと	社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団
関東東北ブロック	宮城県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県	広域センター	南東北・北関東ブロック広域センター	特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン 東北事務局
	宮城県	支援センター	障害者芸術活動支援センター@宮城(SOUP)	特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン
	山形県	支援センター	やまがたアートサポートセンターら・ら・ら	社会福祉法人 愛泉会 ぎやらりら・ら・ら
	福島県	支援センター	はじまりの美術館	社会福祉法人 安積愛育園
	栃木県	支援センター	とちぎアートサポートセンターTAM	認定特定非営利活動法人 もうひとつの美術館
南関東・甲信ブロック	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県	広域センター	南関東・甲信障害者アートサポートセンター	社会福祉法人 みめま福祉会
	埼玉県	支援センター	埼玉県障害者芸術文化活動支援センターアートセンター集	社会福祉法人 みめま福祉会
	埼玉県	支援センター	ART(s)さいまほく	社会福祉法人 昂
	千葉県	支援センター	千葉アール・ブリュットセンター うみのもり	株式会社 いろだま
	東京都	支援センター	東京アートサポートセンターRights(ライツ)	社会福祉法人 愛成会
	神奈川県	支援センター	神奈川県障がい者芸術文化活動支援センター	認定NPO法人STスポーツ横浜
	山梨県	支援センター	YAN山梨アール・ブリュットネットワークセンター	社会福祉法人 ハケ岳名水会
東海・北陸ブロック	新潟県・富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県	広域センター	東海・北陸ブロック障害者芸術文化活動広域支援センター	社会福祉法人 みんなでいきる
	新潟県	支援センター	新潟県障害者芸術文化活動支援センター	社会福祉法人 みんなでいきる
	富山県	支援センター	富山県障害者芸術活動支援センターぽーと@とやま(BE=ART@TOYAMA)	アートNPO工房COCOPELLI
	石川県	支援センター	文化・芸術活動支援センターかける	特定非営利活動法人 地域支援センターポレポレ
	福井県	支援センター	福井県障がい者芸術文化活動支援センター	社会福祉法人 ハスの実の家
	岐阜県	支援センター	岐阜県障がい者芸術文化活動支援センター(TASCぎふ)	公益財団法人 岐阜県教育文化財団
	静岡県	支援センター	静岡県障害者文化芸術活動支援センターみらーと	特定非営利活動法人 オールしずおかベストコミュニティ
	愛知県	支援センター	Aichi Artbrut Network Center	社会福祉法人 楽笑
	三重県	支援センター	三重県障がい者芸術文化活動支援センター	公益社団法人 三重県障害者団体連合会
近畿ブロック	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	広域センター	障害とアートの相談室	一般財団法人 たんぽぽの家
	滋賀県	支援センター	アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンター	社会福祉法人 グロー
	京都府	支援センター	art space co-jin	きょうと障害者文化芸術推進機構
	大阪府	支援センター	国際障害者交流センター ビッグ・アイ	ビッグ・アイ共同機構
	兵庫県	支援センター	ひょうご障害者芸術文化活動支援センター	兵庫県健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課
	和歌山県	支援センター(障がい者)	和歌山県障害者芸術文化活動支援センターわがらあと	社会福祉法人 和歌山県福祉事業団
	和歌山県	支援センター(障がい者)	ゆめ・やりたいこと実現センター	社会福祉法人 一妻会(妻の郷)
	和歌山県	支援センター(障がい者)	和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課	和歌山県
中国・四国ブロック	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	広域センター	中国・四国Artbrut Support Center passerelle	特定非営利活動法人 脳損傷友の会高知青い空
	鳥取県	支援センター	あいサポート・アートセンター	特定非営利活動法人 アートピアとっとり
	島根県	支援センター	島根県障がい者文化芸術活動支援センター アートベースしまねいろ	社会福祉法人 いわみ福祉会
	広島県	支援センター	広島県アートサポートセンター	認定特定非営利活動法人 コミュニティリーダーひゅーるぼん
	徳島県	支援センター	徳島県障がい者芸術・文化活動支援センター	社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団
	香川県	支援センター	香川みんなのアート活動センターKAGAWA MOVES	NPO法人音楽療法グループWALKS
	愛媛県	支援センター	愛媛県障がい者アートサポートセンター	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団
	高知県	支援センター	薫工ミュージアム 分室	特定非営利活動法人 ワークスみらい高知
九州ブロック	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	広域センター	九州障害者アートサポートセンター	特定非営利活動法人 まる
	福岡県	支援センター	FACT(福岡県障がい者文化芸術活動支援センター)	特定非営利活動法人 まる
	佐賀県	支援センター	佐賀県障がい者芸術活動支援センターSANC	社会福祉法人 はる
	長崎県	支援センター	長崎県障害者芸術文化活動支援センター	長崎県障害者社会参加推進センター
	熊本県	支援センター	障害者芸術文化活動支援センター@熊本 愛隣館	社会福祉法人 愛隣園
	大分県	支援センター	おおいた障がい者芸術文化活動支援センター	公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団
	宮崎県	支援センター	宮崎県障がい者芸術文化活動支援センター	社会福祉法人 ゆくり(アートステーションどんこや)
全国	連携事務局	美術分野 舞台芸術分野	特定非営利活動法人アートNPOリンク 株式会社precog	

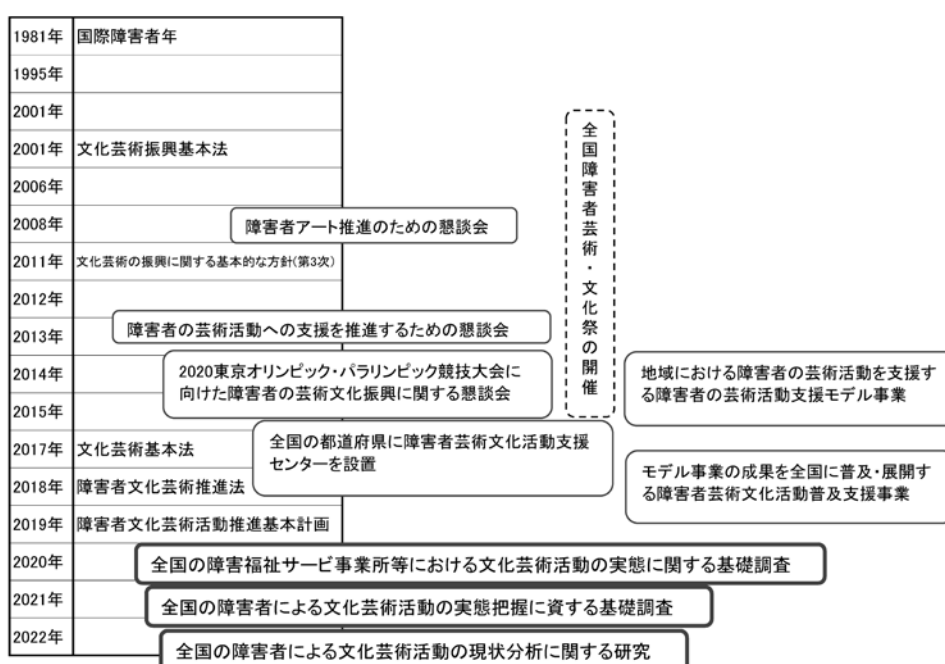
厚生労働省/障害者芸術文化活動普及支援事業ホームページより筆者作成

表2. 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画

文部科学省/厚生労働省 平成31年3月

基本的な方針
視点1)障害者による文化芸術活動の幅広い促進
視点2)障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化
視点3)地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現
施策の方向性
(1)鑑賞の機会の拡大 (2)創造の機会の拡大 (3)作品等の発表の機会の確保
(4)芸術上価値が高い作品等の評価等 (5)権利保護の推進 (6)芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援
(7)文化芸術活動を通じた交流の促進 (8)相談体制の整備等 (9)人材の育成等
(10)情報の収集等 (11)関係者の連携協力

表3. 障害のある人の芸術活動に関連する法律や事業の展開



筆者作成

様は、障害のある人の芸術活動は、芸術性において高い評価を得る、一部の人だけが行う特別なものという誤解を生んだ可能性もある。たんぼぼの家庭理事長の播磨は、「今や日本では『障害者アート』はブームのように盛り上がっている。それは『アールブリュット (生の芸術)²⁾』として国が推進していることがからんでいる」と述べ、「『障害者』と一括りにし、個性ある表現を一つのカテゴリーに囲い込む」ことを危惧している(一般財団法人たんぼぼの家 2016: 297)。

したがって、今後、国や自治体には、障害のある人の芸術活動に関する根拠法及び基本計画が示す、障害のある人自身がどこにいても参加する、体験することができる、さらに芸術活動を通し地域の障害

への理解も進めていく、社会的包摂としての取り組みを継続的に支援していくことが求められる。

Ⅲ. 社会的包摂の視点から見た障害のある人の芸術活動

2000 年前後より、障害のある人が取組む芸術活動のなかには、絵画や陶芸、手芸だけでなく、支援者によって、障害のある人その人の個性をより生かしたさまざまな活動が展開されており、それらの活動が書籍や SNS を通して発信されている。

ここでは、代表的な活動を三例紹介する。一例目は、1997 年横浜市旭区に地域作業所として開所し

た「カプカプ」である。ここは、3人に一人が高齢者という団地の小さな商店街の一角にある。所長の鈴木は、「障害は機能ではなく、関係の欠陥が生みだす」と捉え（たんぼぼの家 2016:107）、「誰にもある生きづらさを自分のためにも緩めていく」というビジョンのもと、喫茶店や製菓厨房兼アトリエ等、芸術活動を含むさまざまな実践を展開している。喫茶店だけでなくリサイクルバザーやお祭り等も開催されており、積極的に地域と関わりながら、カプカプを利用する障害のある人と地域住民をつなげている。カプカプの実践を川井田（2020:124）は、「障害をなくすのではなく、関係を変えていくことによって障害者のみならずどんな人でも肯定されるような価値観の転換を企てている」と表している。

また、二例目は、2013年岡山県都窪郡に生活介護事業所として開所した「ぬか つくるところ」である。ここでは、福祉に限らず、デザインや陶芸、農業の経験がある多彩な支援員が、利用者である「ぬかびとさん」³⁾一人ひとりの個性を活かした日々を支えている。日々の活動に決まったプログラムはないが、「ぬかびとさん」一人ひとりが主役となり、「その人にしかできないこと」を仕事にしている。例えば、仮面ライダーのベルトなどの「変身グッズ」が大好きな上木戸さんが主宰するワークショップルーム「上木戸工作室」、緻密なスウェーデン刺繍が得意な安田さんと一緒に、コーヒーを飲みながらのんびり刺繍を行う「チカさんのちくちくワークショップ」等がある。他に、人の行為から生まれる「よくわからないもの」を断絶し、排除するのではなく、「無理に分かり合おうとするのではなく」、想像力を駆使して「分からなさを楽しむこと」を知り、「なんでそんなん」を見つける「発見者」を耕すことで生きやすい社会を目指す「なんでそんなんプロジェクト」等がある（日本財団 DIVERSITY IN THE ARTS 2017）。

三例目は、2000年静岡県で活動を開始した「NPO 法人クリエイティブサポートレッツ」である。ここでは、アートを通し、障害や国籍、性差、年齢などあらゆる違いを乗り越え、さまざまな人が共に生きる社会の実現を目指している。2010年には、障害福祉施設「アルス・ノヴァ」がスタートし、現在、生活介護、ヘルパー事業など4事業を実施している。このNPOが2014年に開設した私設の公民館、「のヴァ公民館」は、障害のある人、障害のない近隣の住民や子どもなど、さまざまな人々が利用できる。

ここは、誰もが自由に利用でき、誰にとっても、「社会とのゆるやかな接点づくり」ができる場所となっている。「だれもがもっている自分を表す方法や本人が大切にしていることを、とるに足らないことと一方的に判断しないで、この行為こそが文化創造の軸である」という「表現未満」プロジェクトでは、重い障害がある人も、そうでない人もだれもがいたいように居られる場作りが進められている（小松・認定NPO法人クリエイティブサポートレッツ 2020）。

以上、三例のような社会に働きかけていく実践は、芸術活動ではなく、「ソーシャルアート」と呼ばれている（たんぼぼの家 2016）。これらの実践には、芸術活動（ソーシャルアート）を媒介することで、障害のある人が施設外に出ることや、地域の人々が施設内へ入る機会が増えるという共通点がある。福祉施設と関わりがない人にとっては、施設内に入る機会は非常に少ない。同じ地域に住む住民であっても、日々の生活の中で施設と関わりがある人はごく一部に限られる。しかし、カフェやワークショップ、公民館であれば、地域住民にとっても入りやすくなる。障害のある人にとっても通いやすい場所と日ごろ関わりのある支援員と共に、自身の特技を生かし障害のない人と関わるができる。また、そのような交流において障害のある人、一人ひとりの存在そのものが大切にされ、重度の障害のある人においても、そこに居ること、共に時間を過ごすことが大切にされている。障害のない人は、そのような交流の中で、障害のある人を知ることができ、その人が持つ「障害」以外のその人らしさの発見にもつながり、その発見により既存の価値観が転換されていくと考えられる。さらに障害のない人にとっても、その場で関係を作っていくことを通し、その場が居場所となっていく。すなわち、障害のある人へ芸術活動（ソーシャルアート）を通じた支援を行うことは、障害のある人だけでなく周囲で彼らに関わる人も含めて「つながり」「役割」「居場所」が見つけられる場所となり得る。

また、川井田（2020）は、「カプカプ」や「ぬか つくるところ」等の実践を行っている施設の共通点として、独自のスタイルで展開されていること、代表者自身が直面した問いや課題解決に向け施設が創り出されたこと、多様な人々が相互に承認しあうような関係を築き社会的価値を生み出す「労働」を実現させていることの3点を挙げている（川井田

2020:152)。今後、このような実践が各地で展開され、川井田が述べる「価値観の転換」が広がれば、芸術活動（ソーシャルアート）を媒介とし「小さな社会」が広がっていく可能性がある。全国各地で「小さな社会」が増えることで社会全体が変わっていき、社会的包摂につながる。そのためには、川井田が指摘する「独自のスタイル」に共通するものを明らかにしていくことが今後の課題と言える。

IV. おわりに

障害のある人の文化芸術活動について、2020年に全国の障害当事者、障害福祉施設、障害者芸術文化活動支援センターを対象とし、全国調査を行ったニッセイ基礎研究所の報告がある（株式会社ニッセイ基礎研究所 2021）。回収数（率）は、障害当事者（回答者は本人か代理人か）462件、障害福祉施設8,092件（回収率17.3%）、障害者芸術文化活動支援センター36件（回収率100%）である。この調査では、障害のある人の芸術活動に関する根拠法や基本計画認知度が、対象者それぞれ3割程度と低く、活動を全国各地で支援する支援センターについても、協力機関としての認知度が低く、障害のある人にも、彼らと関わる関係者にもそれらが十分に認知されていない状況が報告されている。また、障害当事者が芸術活動への高い関心を持っていることや、調査対象のほぼすべての事業所が障害のある人による文化芸術活動の意義を認めている一方、文化芸術活動を実施している事業所は、全体の4割程度であること、実施している活動では、「美術（絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真など）」や「音楽」が主な活動であることが報告されている。これらの結果からは、事業所の職員に、障害のある人が芸術活動に取り組むことの意義が認められ、多くの障害当事者が興味関心を抱いているにも関わらず、障害のある人が個性や能力を発揮でき、社会参加の可能性を秘めた芸術活動を行うことができる場は、未だ一般的ではなく一部の限られた人のみ利用できる環境であることがわかる。さらに、障害者による「文化芸術活動に期待する成果」についての設問からは、障害当事者が芸術活動を通し、「他者との交流や相互理解や関係を築くこと」を期待していることが示されていた。一方では、事業所が、「文化芸術活動を実施しない理由」における一番の理由として、「事業目的・

内容ではないから」が挙げられている。

これらの全国調査から、障害のある人の芸術活動については、障害のある人と関わる支援者においても、その根拠法に示されている社会的包摂の役割について十分に認識されていないことが懸念される。障害のある人にとって芸術活動は、「美術」「音楽」以外にもソーシャルアートとして多様な実践の在り方があること、実践方法によっては、障害のある人のQOL向上や、障害のある人、ない人、双方にとっての社会的包摂の手段となり得ること等を国や自治体は広く周知することやその支援が求められる。

障害のある人が取組む芸術活動（ソーシャルアート）における先行研究において、障害のある人がそれらに取組み、社会とつながっていくことを通しQOLが向上する可能性は指摘されているが、社会的包摂につながる活動において、基盤となる概念や具体的な展開方法、支援者が重視すべき視点等については明らかにされていない。今後それらを明らかにしていくことで、社会的包摂としての障害のある人の芸術活動（ソーシャルアート）の広がりが期待される。2018年より、九州大学ソーシャルアートラボ（SAL）では、「アートと社会包摂」をテーマに調査研究と実践活動が行われており（九州大学ソーシャルアートラボ2021、文化庁×九州大学共同研究チーム2021）、そこでは、社会包摂につながる芸術活動のマネジメントに必要な七つの「視点」⁴⁾が示されている（九州大学ソーシャルアートラボ2021:219）。

今後は、上記の七つの視点や、先行研究で明らかにされている障害のある人の芸術活動（ソーシャルアート）が持つ社会的包摂の役割等を念頭に置き、障害のある人の芸術活動（ソーシャルアート）を通じた、事業所での支援員と障害のある人との関わりや企画の過程、実践の場での障害のある人とならない人の関わり等についてデータを蓄積し、その展開方法や、支援者に求められる具体的な視点、さらに障害のある人自身のQOLの変化について調査研究が行われることが期待される。

引用・参考文献

- 阿部彩 (2011) 『弱者の居場所がない社会 貧困・格差と社会的包摂』 講談社現代新書。
 一般財団法人たんぼぼの家 (2016) 『ソーシャルアート 障害

- のある人とアートで社会を変える』学芸出版社。
- 今中博之 (2020) 『アトリエ インカーブ物語 アートと福祉で社会を動かす』河出文庫。
- 岩井康頼 (2017) 『『障害者アートの現在』とアール・ブリュットの動向 —障害のある人たちの芸術表現への取り組みとその可能性—』『弘前大学教育学部紀要』118,67-77.
- 大阪府 (2009) 『アートを活かした障がい者の就労支援調査研究』<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/jiritsushien/artchousa.html>.
- 大阪市立大学都市研究プラザ (2015) 『アート市場への挑戦：障がい者の芸術表現の可能性』
- カブカブひかりが丘 (2016) 『ザッゼンに生きる 障害福祉から世界を変える カブカブのつくりかた』カブカブひかりが丘。
- 株式会社ニッセイ基礎研究所 (2020) 厚生労働省令和元年度障害者総合福祉推進事業「全国の障害福祉サービス事業所等における文化芸術活動の実態に関する基礎調査のための研究報告書」。<https://www.nli-research.co.jp/files/user/pdf/consulting/misc/200427.pdf?site=nli>.
- 株式会社ニッセイ基礎研究所 (2021) 厚生労働省令和2年度障害者総合福祉推進事業「全国の障害者による文化芸術活動の実態把握に資する基礎調査報告書」。<https://www.nli-research.co.jp/files/user/pdf/consulting/misc/210428.pdf?site=nli>.
- 株式会社ニッセイ基礎研究所 (2022) 厚生労働省令和3年度障害者総合福祉推進事業「全国の障害者による文化芸術活動の現状分析に関する研究報告書」。<https://www.nli-research.co.jp/files/user/pdf/consulting/misc/220517.pdf?site=nli>.
- 川井田祥子 (2009) 「アートを活かした障がい者の就労支援調査研究事業 今後に向けての一考察」大阪府。
- 川井田祥子 (2010) 「障害者の芸術的表現による社会的包摂とその支援に関する研究」『文化経済学』7 (2) ,41-52.
- 川井田祥子 (2011) 「福祉 (well-being) における障害者の芸術的表現の意義 —大阪府における障害者の芸術的表現に関する実態調査にもとづく考察—」『大阪市立大学大学院創造都市研究科紀要』7 (1) ,51-67.
- 川井田祥子 (2013) 『障害者の芸術表現 共生的なまちづくりにむけて』水曜社。
- 川井田祥子 (2020) 『障害者と表現活動 自己肯定と承認の場をはぐくむ』水曜社。
- 岸中聡子 (2004) 『『障害者アート』と『共同性』ある知的障害者施設の創作現場から』『現代文明学研究』6,372-387.
- 九州大学ソーシャルアトラボ (2021) 『アートマネジメントと社会包摂 —アートの現場を社会にひらく—』水曜社。
- 厚生労働省 (2008) 「障害者アート推進のための懇談会」報告書。https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokuyokushougai/hokenfukushibu/houkokusyo_2.pdf.
- 厚生労働省 (2013) “障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会”。https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syogai_141324.html.
- 小松理度・認定 NPO 法人クリエイティブサポートレッツ (2020) 『ただ、そこにいる人たち —小松理度さん「表現未満、」の旅』株式会社現代書館。
- 障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト推進委員会 (2010) 厚生労働省平成21年度障害者保健福祉推進事業 (障害者自立支援調査研究プロジェクト) 「障害者アートを活用した障害者の自立・社会参加に関する研究プロジェクト」報告書。https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyou/jiritsushien_project/seika/research_09/dl/result/09-03a.pdf.
- たんぼぼの家 (2016) 『ソーシャルアート —障害のある人とアートで社会を変える』学芸出版社。
- 中谷和人 (2009) 『『アール・ブリュット / アウトサイダー・アート』をこえて —現代日本における障害のある人びとの芸術活動から—』『文化人類学』74 (2) ,215-237.
- 長津結一郎 (2019) 「芸術と社会包摂に関するこれからの文化政策の課題：障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を手がかりに」『文化経済学』16 (1) ,42-26.
- 長津結一郎・中村美帆・若林朋子・ジャスティン・ジュスティ (2021) 『『表現未満、』に関する4人の研究者によるリサーチ報告書』認定 NPO 法人クリエイティブサポートレッツ。
- 日本財団 DIVERSITY IN THE ARTS (2017) “ぬか つくるところ”。<https://www.diversity-in-the-arts.jp/stories/5915>.
- 野田邦弘・小泉元宏・竹内潔・家中茂編著 (2020) 『アートがひらく地域のこれから クリエイティビティを生かす社会へ』ミネルヴァ書房。
- 服部正 (2009) 「日本の福祉施設と芸術活動の現在 —アウトサイダー・アートと障害者アートのはざままで」藤田治彦編『芸術と福祉 —アーティストとしての人間』大阪大学出版会。
- ベクト・ニリエ ハンソン友子 (2008) 『再考・ノーマライゼーションの原理 —その広がりと現代的意義』現代書館。
- 服部正編 (2016) 『障がいのある人の創作活動 —実践の現場から』あいり出版。
- 服部正 (2020) 「アール・ブリュットの限界とアートの力」『臨床心理学』増刊第12,190-195.
- 福森伸 (2019) 『ありのままがあるところ』晶文社。
- 文化庁 (2001) 「文化芸術振興基本法」(平成13年12月7日公布)。https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/

shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/kihonho.html.

文化庁 (2011) 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(平成 23 年 2 月 8 日閣議決定) . https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/kihon_hoshin_3ji/pdf/kihon_housin_3ji.pdf.

文化庁 (2017) 「文化芸術基本法」. https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/index.html.

文化庁 (2018) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律について」. https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/geijutsu_bunka/shogaisha_bunkageijutsu/index.html.

文化庁×九州大学共同研究チーム (2021) 『文化事業の評価ハンドブック - 新たな価値を社会にひらく -』水曜社.

文部科学省・厚生労働省 (2019) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」. https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/shogaisha_bunkageijutsu/pdf/r1415475_02.pdf.

山下完和 (2016) 「すべては幸せを感じるため」.18-27. 服部正編『障がいのある人の創作活動 - 実践の現場から』あいり出版.

-
- 1) アトリエ インカーブの今中は、無認可作業所「アトリエ万代倉庫」を始めた時から、そこに通う障害のある人達のことを「アーティスト」と呼んでいる(今中 2020)。2020 年より放映されている NHK のハートネットTV「あがるアート」においても障害のある人は、「アーティスト」と呼ばれている。
 - 2) 服部 (2020) は、「アール・ブリュットは、障害のある人や精神疾患の患者が創作したアートを指す言葉ではない。より広く、社会や美術界の主流とは距離を置いたところで創作を行っている人の創作物を意味する」と述べ、障害のある人のアートと同一視することに対し、「障害当事者のケアや支援という観点からはマイナス面の方が大きい」と指摘している。
 - 3) 玄米を精白した時にでる“ぬか”に例え、一見役に立たないように思えること、価値がないように思われていることも、角度を変えて捉えることで新しい価値観が生まれると捉え、そのような考え方を広めたいと事業所は「ぬかつく」と名付けられた。通うメンバーは「ぬかびとさん」、訪問者は「ませびとさん」と呼ばれている。
 - 4) 七つの視点として、「編集」「翻訳」「調停」「共感」「共創」「リスクマネジメント」「循環」が挙げられている。

Current status and Issues of Support for People with Disabilities Through Artistic Activities –From the Perspective of Social Inclusion–

Kayoko Yamamoto *

< Abstract >

This research examines how the artistic activities of persons with disabilities have developed, how the laws have been developed in Japan, and the role of social inclusion. The current situation is reported from the results of a national survey on artistic activities of people with disabilities, and consider future issues.

Keywords: disability, artistic activities, social inclusion, national survey

* Department of Welfare, Faculty of Health and Welfare, Seinan Jo Gakuin University

